

全建労発第 39 号
平成 27 年 8 月 20 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の
一部を改正する省令の施行について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましてご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省労働基準局長から別添の通り、鋳物の砂型を造型する作業は粉じん暴露濃度を超える割合が高いことから、呼吸用保護具を使用する作業の範囲を拡大するため、粉じん則及びじん肺則について改正を行い、平成 27 年 10 月 1 日から施行されとの通知がありましたので、貴協会傘下会員に対して周知いただきますよう、よろしくお願い致します。